

保護者 様

熊谷市立大幡中学校
校長 瀧口 裕史

インフルエンザによる出席停止の措置について

寒冷の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザの流行する時期になりました。学校ではインフルエンザの流行を防ぐために出席停止期間の基準に則り、下記のように出席停止について措置をしておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 インフルエンザによる出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

【学校保健安全法施行規則第19条：2012年4月1日改正】

2 お子さんが、医師にインフルエンザと診断された場合

①速やかに、保護者の方が学校へご連絡ください。【大幡中学校：521-2660】

②医師の指示に従い、出席停止期間中は自宅で療養させてください。

③自宅で療養する場合は容態が急変することもあることから、少なくとも2日間はお子さんが1人にならないように付き添っていただくようお願いします。

児童・生徒（小学生以上）のインフルエンザ発熱期間と登校開始日

*1 発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。病院を受診したときに、医師に病状について相談し、発症日を確認する必要があります。

*2 最短でも発症してから5日間は出席停止となります。また、解熱した日によって出席停止期間が延長されますので、下の表に当てはめて確認してください。

| 発症 解熱 | 発症0日目 | 発症1日目 | 発症2日目 | 発症3日目 | 発症4日目 | 発症5日目 | 発症6日目 | 発症7日目 | 発症8日目 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 発症後1日目に解熱した場合 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日 | 解熱後2日 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | 登校可 | | |
| 発症後2日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日 | 解熱後2日 | 発症後5日目 | 登校可 | | |
| 発症後3日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日 | 解熱後2日 | 登校可 | | |
| 発症後4日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日 | 解熱後2日 | 登校可 | |
| 発症後5日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日 | 解熱後2日 | 登校可 |

備考 (1) インフルエンザ発症日を0日と数える。
(2) 1日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とする。
(3) 解熱した後2日というのは、解熱した日を0日と数える。

*抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザなど）を服用した場合は、早めに熱が下がりますが、解熱後2日以降もウイルスの排泄がみられることがわかっています。そのため、熱が早く下がっても発症後5日を経過するまで療養してください。